

第3回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1.日 時 平成29年 9月11日(月)
午前9時00分～午前10時40分
- 2.場 所 遠賀町役場
車庫棟2階 第6会議室

第3回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年9月11日(月) 午前9時00分～午前10時40分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(15人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舩添	博孝
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸
委員	7番	和田	利郎

4. 9月の農業相談委員

5番 矢野 英昭 委員

6番 芳村 正博 委員

5. 議事日程

(1)付議案件

農地法第3条の規定による許可申請について()

農地法第5条の規定による許可申請について((有)

取締役社長
)

農地法第5条の規定による許可申請について()

(2)報告案件

農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

農地等利用最適化の推進に関する指針について
農業委員会通信10号 掲載予定記事(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 池田 知致
事務局職員 安部 真介
事務局職員 高島 健次

開 会 9時 00分

議長 皆さん、おはようございます。

議長 本日の出席委員は、8名中8名の出席となっております。過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より第3回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は5番矢野英昭委員、6番芳村正博委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第3条許可申請関係1件、農地法第5条許可申請関係2件、また次第にはありませんが、事務局より追加の議案ということで農地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案の説明に入ります前に、皆様に議案書を送付した後に、この9月の総会に諮るべき農地利用集積計画が出てまいりましたので、今回は追加議案として別紙5枚ほどになっています。議案の中で順に説明してまいります、ご了承ください。
はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が広渡にお住まいの 氏、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの 氏です。
申請地が3ページの字図にありますように、大字広渡字井地1658番2、地目が田、面積

が331㎡です。農地区域が農業振興地域外となっています。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われます。

事務局 続きまして4ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区の(有) 取締役社長 氏、譲渡人が芦屋町にお住まいの 氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字鬼津字古作1432番、地目が田、面積が3,298㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は13区画の宅地分譲です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。7ページが現況平面図、8ページが土地利用計画図、9ページが給水計画図、10ページが雨水排水計画図、11ページが汚水排水計画図、12～14ページが造成計画図から横断図になっています。15ページが事業計画書、16ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっています。17ページが関係者説明に関する調査票となっております。なおこの案件につきましては、農業委員会法によって3,000㎡を超える案件として町の農業委員会で諮ったのち、もし承認が得られましても、県の常設審議委員会の方で再度承認を得るような運びになりますので付け加えておきます。

事務局 続きまして18ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が今古賀にお住まいの 氏、譲渡人が同じく今古賀にお住まいの 氏 他3名です。申請地が20ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟365番、地目が畑、面積が314㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。21ページが現況平面図、22ページが土地利用計画図、23ページが縦横断図、24ページが被害防除計画書で排水は雨水排水が溜桝および水路放流、汚水排水が公共下水道への接続、25ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 10分

- 現地調査後 -

再 開 9時 45分

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

地元委員 (5番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の私から報告します。
本案件については、引き続き昨年からのミニ団地開発ということで業者も同じで、今まで見るところ文書も問題なく処理されているということで、今回河川敷を伴いますのでその関係等もあり若干心配しておりましたが、先だつての調整でそういったところも問題なく完成するという前提で一応承諾しております、よろしくお願いたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 今から県の方の審議委員会にかけることとなります。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 (8番) 先月隣を見たと思うのですが、先月と同様、別に問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、本日配布させていただきました付議案件 - 1と書いてあるところから、5枚ホッチキスで止めてあるのですが、こちらをご覧ください。順に説明していきます。
- 1から - 10までとなっており、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認となっています。まず、中管理事業について、概要をご説明しますので、皆様は別紙<農地中間管理事業の流れ>と書かれました別紙A4一枚紙をご覧ください。
その概要につきましてご説明いたします。
中間管理事業ということで、この前宗像ユリックスの研修でも中間管理事業について説明があっていましたが、平成35年までに国の目標としまして、地域の担い手に8割の農地を集積すると。目標を平成25年に設定しまして、それを受けまして平成26年に中間管理事業の推進に関する法律というのができました。この中間管理事業活用を活用しまして、平成35年までに地域の担い手に8割の農地を集積して、農業構造を変化させて、農地を集約してコストの低減を図るという趣旨で中間管理事業が設置されております。流れとしましては、いわゆる農地の所有者ですね のところ、貸し手とありますが、貸し手の方から随時町に対しまして、もう作れないのでどなたか作れる人いませんか。という形で申し出があって、受けまして町は の方で中間管理機構というところが各県に一つありますので、福岡県の中間管理機構に対しまして、貸し手と機構との利用集積案の作成ということで、直接貸し手と借り手がやり取りするんじゃなくて、間に中間管理機構が入りますので、公的な機関なので安心して貸せます。というのが売りといいますがそういう風になっております。中間管理機構は町からの案の作成を受けまして、利用集積計画 ですね、を町に提出します。町はそれを受けまして農業委員会に対して 農地利用集積計画の提出ということで、今回この の提出、それから農業委員会においてその利用集積計画を承認するかどうかということが、今日の議案の になります。農業委員会に於いて利用集

積計画が承認されましたら、町の方で所有者と中間管理機構が契約を結びますという、計画の公告をしまして、公告しましたのちに公募期間がございますので、そこから借り手の方から申し出を受けまして、ここで借り手と機構との配分計画案を町が作成して、中間管理機構に 　　で出しまして、最終的に福岡県の承認が下りるといことで全体的な流れとしましてはこういう流れで、いわゆる利用権とかがありますが、間に農協が入ってやっておりますが、この中間管理事業については間に中間管理機構が入りまして貸し手と借り手の間でマッチングをするというような流れになっております。実際は貸し手と借り手についてはマッチングできた状態で受けるような形にはなるんですが、流れとしましては以上になります。

続いて説明していきます。

付議案件 - 1は貸出人が鞍手町にお住まいの 　　氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が2筆、合計面積が3,902㎡、貸付期間は10年間となっています。最終的には浅木の 　　氏へ配分される予定となっています。 - 1 ~ - 2は浅木地区の暗渠排水事業に係るもので、浅木地区が中間管理機構を利用しようとしているものです。

次のページをお開きください。付議案件 - 2は貸出人が上別府にお住まいの 　　氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が5筆、合計面積が6,320㎡、貸付期間は10年間となっています。最終的には浅木の 　　氏、 　　氏の2名へ配分される予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 3は貸出人が尾崎にお住まいの 　　氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が16筆、合計面積が18,174㎡、貸付期間は10年間となっています。この - 3から - 10までについては、最終的には尾崎の農事組合法人 　　へ配分される予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 4は貸出人が尾崎にお住まいの 　　氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が7筆、合計面積が4,950㎡貸付期間は10年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人 　　へ配分される予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 5は貸出人が尾崎にお住まいの 　　氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は畑が3筆、合計面積が3,414㎡貸付期間は10年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人 　　へ配分される予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 6は貸出人が尾崎にお住まいの 　　氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が3筆、畑が13筆、合計面積が15,890㎡貸付期間は10年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人 　　へ配分される予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 7は貸出人が尾崎にお住まいの)
氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が3筆、合計面積が4,242㎡貸付期間
は10年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人 へ配分さ
れる予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 8は貸出人が尾崎にお住まいの
氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が1筆、面積が8,752㎡貸付期間は10
年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人 へ配分される予
定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 9は貸出人が尾崎にお住まいの
氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が4筆、合計面積が9,265㎡貸付期
間は10年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人 へ配分
される予定となっています。

次のページをお開きください。付議案件 - 10は貸出人が尾崎にお住まいの
氏、借受人が県の農業振興推進機構、地目は田が9筆、畑が4筆、合計面積が14,53
0㎡貸付期間は10年間となっています。最終的には尾崎の農事組合法人
へ配分される予定となっています。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員 借り賃が0のところがありますが。

事務局 補足で説明させていただきます。ほとんどの案件が表の真ん中のところに種類というの
があるんですが、そこで賃借権と書いてありまして、基盤整備済みのところが10,000円だ
ったり11,000円だったりとか、基盤整備されていないところは8,000円だったりとかという
形で一番右の賃料のところ一反あたりということで書かれているんですが、その中の尾崎
の さんと さんにつきましてはこの表の真ん中の使用賃借権でも中
間管理を通せるということになっております。

議長 他にありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地利用集積計画の承認につい
て、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書に戻りまして、26ページをご覧ください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約です。今月の合意解約ですが、貸渡人の都合による解約1件となっております。なお、この1件は付議案件 3条の申請で所有権の移転を行うために貸し借りを解約して売買という流れになるものです。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件 、農地利用最適化の推進に関する指針については前回の推進委員さんとの合同会議で案をお示しし、内容に修正等が必要であれば本日の合同会議で報告いただくようになっていました。午後の合同会議で確定とさせていただきますが、農業委員の皆様で気になる点はなかったでしょうか。こちらについても今後県や国に上がっていく段階で細かな文言の修正等ありましたらその辺については事務局に一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他の案件 、農業委員会通信第10号掲載予定記事(案)について事務局説明。

事務局 その他の案件 、農地パトロールの結果報告についてですが、もう確認作業は皆さん済んでいると思いますので、提出がまだの地区については事務局まで提出をよろしくお願いいたします。

議長 暑い中パトロール関係大変お疲れ様でした。一応出された書類の最終確認は事務局の方でやっていますので、その結果発表がまた後日あると思います。

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

委員 (4番) 農地パトロールについて、これはサラリーマンの家の考えだと思って多分笑われるかもしれませんが、聞いてください。判定が緑と黄色と赤って初めて聞いたのですが、私から見ても小山にしか見えないのが黄色だったり赤にならないのが不思議だなというのが、これ何年放置していたらこうなるのかな、なんで今まで何か手を打たれなかったのか

なというのが一番の不思議でした。でも道もないから作れないのはそうかなとかは思ったりしたのですが、山が何で農地かなというのが一番の不思議でした。サラリーマンは税金を納めるのに県から全部取られますよね。農地にして税金逃れと言ったら悪いけど、なんでこれでいいのかなと不思議に思いました。今回農業委員になって初めてわかったことでした。

事務局 やはり農地というのは戦後の食糧自給率を何としても確保しないとイケないということで非常に土地としては守られている部類に入る。一番守られているんですね。普通の人には買えない、農地はですね。一方で安く手に入って高く売れると、いわゆる転用ですね。ということで、高度経済成長期から非常に投機目的で取得する可能性が高いということで非常に守られている部分があります。で、先程現地確認に行った時になんでこれが黄色で赤じゃないのかなと言われたのはですね、やはり極端に言うとなんて投機目的の人が何年か荒らしておけば、もうすぐ農地から外れて家が建てられるじゃないですけど、高い値段になると、いう可能性もなくはないので極力赤判定にしないように再生可能な土地はなるべく農地から外さないように、もうほんとに山になっていけばやむを得ないのですが、やはり限られた資源になりますので、極力赤にしないようにと、逆を言うと何年か荒らしておけば、もうこの辺の平場の農地でも何年か荒らして結構草が立っておけば、ここ非農地してるからここも非農地だろうというふうになんて逆手に取られないように極力農地から外さない方向で、できるだけ黄色の中で納めて赤にしないような形で再生可能なところはどんどん所有者なり耕作者なりに対して再生を促すという基本的なスタンスでやっていますので、パッと見た時になんでこれが黄色なのかと思われるのはやはり事務局の中でも極力そこは赤にしないように、赤にすると農地じゃなくなりますので誰でも所有できる土地になってしまいますので制限がかからなくなってしまうので、やはりそういう意識を働かせながら現場を見ているというところはあろうかと思えます。

事務局長 米田委員と見たのはどのエリアですか。

事務局 山付きの今まで黄色のところは今どうなっているのかという追跡を見てきました。

委員 (4番) 道もないところに行きました。

事務局 だいたいそういうところですね。パッと見ここは作りにくいんだなとわかるようなところですね。

議長 多分鬼津の方に行かれたと思いますが、私ももう何回も行ってるんですが、当初こういった取り組みをされた時に、やっぱり畑の所有者が意識されて、蔓やら色々入ってきているところを業者に頼むにしても17～8万払ったと。蔓を切ってそれだけで、それが2～3年したら元の木阿弥ということで、なんとかありませんかという相談もずっと受けていたんですが、うちの方もそう無理は言えなかったんですね。要するに耕作も一切農業する人もいな

い後継者もない、もう年寄り一人住んでいる。というようなところに、管理しなさい何しなさいとはそう言えないし、まあ業者に頼んで毎年10何万か金払って草刈りしなさいとはもう言えなかったから現状は広がりがつあった。特にあの蔓。これはもう全面的にもうびっくりするほど広がってます。何とか手を打ちたいんですけど、もう先程から言ってますが放したらすぐ売れるんですね、売られるんですね。農地が。だからあの土地を守るためにはやっぱり農地のままある程度歯止めもかけておかないと、隣は赤にして放したら売れたわ、なんか開発したら遅れたわというような状況にはしたくない。ということもありますし、ほんとに悩んだり苦慮するところがあります。現実に畑のまま資材が置かれている土地もありました。若松の方で、これなんか本人にもだいが言ったんですけど、本当に現実に色々見て回ったら、やっぱりその地域の特性が。私はこの前岡垣町に行きました。湯川とか波津の山奥高倉の山奥、それこそ道路もない道もない昔の馬車道、牛が通るだけの道、それが今は全面山ですね、それでも全部農地。特に湯川とかは広いですね、山の上の方まで農地がある。で、水田。山水で米を作っていたと。遠賀町はそういうのからすれば平坦地が多い、まだ農地が守られている。というところでもあります。まあ岡垣が特にこの関係一番頭を抱えてくるのかなと思いますけれど。先程事務局も言っていましたように簡単に赤にすればやっぱり処分がどんどん進んでくるということで、農業委員会としては農地を守る立場は通していかなければならないと思います。難しいです。

委員
(7番) 特に赤のところ現地確認しました。実際見て農地だけど藪になっているところが何か所かあって、一人は全部管理した。それと一人は連絡取れない。それとあと畦畔で外のところをこれまで農地かということで、草刈りだけしておけばいいということでしょう。管理ということとは、

事務局 そうですね。最小限ですね。保全管理です。

委員
(7番) 畦畔で幅2mくらいしかないのに。そんなところ。それと家の裏に斜めになっているところ、あくまで管理ということで草だけ刈ってくれと言っています。もうそれしかない。

議長 ただ蔓だけはもうどうしようもない。鬼津の場合は特に全面的に覆われて、その全体的な中で1筆だけ管理しないとイケない人がいて、かわいそうです。

委員
(7番) 尾崎も蔓が。管理しているけど。もう代が変わったら終わりです。

議長 まあいろいろありますが、一応まずチェック段階ですので、結果が出ましたらまた公表して、その結果に基づいてどうするかという判断をそれぞれしていかないとイケないと思います。他にございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第3回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 10時40分